

大泉町開発事業における消防水利設置指導の手引き

この手引きは、大泉町内で行われる開発事業に対し、開発事業者に協力を求め、消防活動上必要な消防水利の設置及び維持管理に関し必要な事項を示す。

1. 適用範囲

次の開発行為について適用する。ただし、自己の居住用の開発事業は適用しない。

- (1) 都市計画法に基づく開発区域の面積が1,000㎡以上となる開発事業
- (2) 大泉町開発事業指導要綱に基づき適用される開発事業
- (3) 開発面積が1,000㎡未満であっても特に町が消防水利施設を必要と認める開発事業

2. 事前協議

開発事業を行う事業者は、事前に消防水利について必要な事項を明記し、町と緊密な連絡協議を行いその指示に従うこと。協議が成立したときは、事業者と町長との間で協議書（様式第1号）を取り交わすものとする。

3. 意見書の交付

町長は、事業の計画及び施工に関し、消防水利についての意見を大泉町開発事業指導要綱第6条に規定する意見書に記入して、事業者に交付するものとする。

4. 消防水利の種類及び型式

開発事業に伴い設置する消防活動上必要な消防水利は、消防水利の基準を定める告示（昭和39年12月10日消防庁告示第7号。以下「消防水利の基準」という。）に基づき設置するものとする。

(1) 防火水槽

消防水利の基準及び国が行う補助の対象となる消防施設の基準額（昭和29年総理府告示第487号）第2条に基づき次に定めるものとする。

- ① 設置場所が、自動車の進入が予想されない公園、宅地等にはⅠ型（地下式又は半地下式「地表面の高さ0.5m以下のものをいう。」）を設置すること。
- ② その他の場所にはⅡ型（地下に設けるもので、20t又は25tの自動車荷重が載荷されるもの）を設置すること。

(2) 消火栓

消防水利の基準による他、群馬東部水道企業団が指定したものとする。

(3) その他の水利

その他の水利は、消防水利の基準に従い次のものとする。

- ① 防火井戸
- ② プール
- ③ 池・沼
- ④ 河川
- ⑤ 前各号に掲げるもののほかの水利

5. 消防水利の適合条件

水利は、消防ポンプ自動車が容易に接近し、取水できるもので次に掲げる条件に適合するものとする。

- (1) 公設消火栓の水量は、毎分 1 m³以上の取水量で、かつ、連続して 40 分以上使用できるもの。
- (2) 消火栓以外の水利
 - ① 原則として公道に面すること
 - ② 地盤面からの落差が 4.5 m 以下のもの
 - ③ 取水部分の水深が 0.5 m 以上のもの
 - ④ 吸管投入孔のある場合は、直径 0.6 m 以上又はその一辺が 0.6 m 以上のもの
 - ⑤ 水量は、放水量が毎分 1 m³で 40 分間以上使用できるもの
 - ⑥ 年間を通して取水可能であること
- (3) 設置位置

消防水利の設置位置は、消防水利の不足する区域を充足できる位置とし、防火対象物から一の消防水利に至る距離が次の表に掲げる数値以下になるよう設けるものとする。

開発地域の用途地域	消防水利に至る距離
近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	100 m
その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域	120 m

6. 水利標識の設置

消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 34 条の 2 に基づき設置すること。

7. 消防水利の維持管理

消防水利の維持管理は、次によるものとする。

- (1) 防火水槽は、非自己用、自己用の開発行為で区分し、非自己用にあつては工事完了後において町が管理し、自己用にあつては開発者が維持管理する。
- (2) 消火栓は、工事完了後、町が管理する。
- (3) その他の水利は、町と開発者で協議して決定する。

8. 土地の帰属

土地の帰属は次によるものとする。

- (1) 非自己用の開発行為による防火水槽の土地

- ① 地目

原則として雑種地とする。ただし、道路・公園等に設置したときは町と協議して決定する。

- ② 面積

防火水槽基礎敷より周囲60cmの空地をとり、公道に面するまでの面積とし境界杭等により区域を明確にする。

- ③ その他

大泉町開発事業指導要綱によるものとする。

- (2) 自己用の開発行為による防火水槽の土地は、原則として開発者の土地とする。
ただし、災害時は太田市消防本部が使用できるものとする。
- (3) 消火栓の土地は、公道設置のため道路敷として帰属させる。
- (4) その他の消防水利の土地は、帰属について町と開発者で協議して決める。

9. 消防水利の緩和及び免除

開発事業に伴い設置予定になっている消防水利及び公設消防水利の設置予定箇所を基点とし、その有効範囲内に新たな開発事業が生じた場合は、事業者相互において話し合いをし、前開発者が合意したときは、当該消防水利が完成したあと、後者の開発事業は消防水利の設置を免除する。

また、開発場所近隣に消防水利があり、その有効範囲が開発区域すべてを満たした場合は消防水利の設置を免除する。ただし、近隣の消防水利が消火栓のみに偏している場合は、町の指示を受けること。

- (1) 自己用の開発行為による消防水利の免除等

- ① 開発面積3,000㎡未満の開発事業の場合、近隣の消防水利の有効範囲が3分2以上充足すれば、消防水利の設置を免除する
 - ② 開発面積20,000㎡以上で消防法第17条の規定により消防用水が必要となる場合、その充足部分は免除する。

③ 消防法第17条の規定により消火設備の水源（受水槽）を設置する場合は、次により併用できる

ア 公道に面し、消防自動車容易に接近できる位置であること

イ 容量は、受水槽の必要量を加算した容量とする

(2) その他、町が支障ないと認めた場合

10. 工事着工届

消防水利施設の工事着工は、工事の7日前に工事着工届（様式第2号）により届け出ること。

11. 消防水利の検査

(1) 中間検査

防火水槽のみを実施し検査事項は防火水槽検査表（別表）に定める検査とする。

(2) 完成検査

防火水槽・消火栓・その他の水利をすべて実施する。

12. 工事完了届

消防水利施設の工事完了は、完成検査を受けてから7日後までに工事完了届（様式第3号）により届け出ること。

13. 消防水利の引継ぎ

(1) 非自己用の開発行為による防火水槽施設の引継ぎ

土地の帰属が確認された後、公共施設引継書（様式第4号）により行うこと。

(2) 消火栓施設の引継ぎ

完成検査合格後、公共施設引継書（様式第4号）により行うこと。

(3) その他の消防水利の引継ぎ

町と開発者で協議して決定する。

町長は、帰属した公共施設について、公共施設請書（様式第5号）を事業者に交付するものとする。

14. 事務処理

消防水利設置の事務処理は、次により行う。

(1) 協議書

(2) 工事着工届

(3) 中間検査（防火水槽のみ）

(4) 完成検査

- (5) 工事完了届
- (6) 土地の帰属（自己用防火水槽、消火栓を除く）
- (7) 公共施設引継ぎ
- (8) 公共施設請書の交付（町より開発者へ送付する）

(別表)

防 火 水 槽 検 査 表

検 査 事 項		区 分	備 考
1	掘削工事	写 真	工事完了届に添付
2	基礎工事	写 真	工事完了届に添付
3	本体部材接合工事	写 真	工事完了届に添付
4	本体部材据付工事	写 真	工事完了届に添付
5	据付工事完了	現場検査及び写真	3 日前までに電話連絡 (0276-63-3111)
6	水張り (原則自主検査)	写 真 (防火水槽周囲を撮影 水張り水位を撮影)	検査後、提出 ※ 写真 (日付入り) ※ 現地検査実施の場合もあり
7	水張り経過 (原則自主検査)	写 真 (防火水槽周囲を撮影 水張り 7 日後水位を撮影)	検査後、提出 ※ 写真 (日付入り) ※ 現地検査実施の場合もあり
8	埋め戻し工事	写 真	工事完了届に添付 水張り経過の写真を提出後に施 工
9	完成検査	現場検査及び写真	合同検査実施 (関係各課、消防署)